

令和 4 年

第 6 回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和 4 年 6 月 2 7 日 午後 1 時 3 0 分から
場 所 大磯町役場 本庁舎 4 階 第 2 委員会室

1 出席委員

1 番	安 池 雅 美	9 番	鈴 木 洋 有
2 番	青 木 貞 治	1 0 番	吉 川 正
3 番	二 宮 賢 一	1 1 番	添 田 政 夫
5 番	古 正 輝 子	1 2 番	加 藤 正 和
6 番	平 原 則 子	1 3 番	柳 田 孝
7 番	竹 内 欣 也	1 5 番	近 藤 剛 司
8 番	石 井 雅 浩	1 6 番	戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 方 敬 吉 川 京 男 柏 木 博 松 本 常 男

5 出席事務局員

事務局長 山 口 信 彦
書 記 藤 野 陽 平、久保田 徳人

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 18 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について

議案第 19 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 20 号 農業用施設用地の農地復元について

報告第 1 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和4年第6回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、8番石井雅浩委員と10番吉川正委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第18号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第18号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について」は議案書2ページの2件で、再設定および新規設定が各1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページと2ページをご覧ください。

大磯町長より令和4年6月16日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第18号1番と2番を朗読・説明》

書記 議案第18号1番と2番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

最初に1番についてですが、当該農地は認定新規就農者が農地中間管理事業により平成30年度から借りている農地の利用権の2度目の再設定です。借り手が引き続き借りることで農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、6月16日に虫窪地区担当の二宮委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした虫窪地区担当の二宮委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番委員（二宮） 3番の二宮です。議案第18号1番の農地について、6月16日に私と事務局2名で現地確認を行いました。

認定新規就農者が、今後も虫窪地区の担い手として当該農地を継続して借りることで、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られるとのことです。

議長 では、議案第18号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第18号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第18号1番は原案とおり決定いたしました。
次に2番について事務局より説明をお願いします。

書記 当該農地は幹線18号線（通称、西小磯・寺坂線）の寺坂側の道路沿いにある農業振興地域の農用地集団の露地畑です。貸し手は地元の酪農家だった農家で、営農が困難になったため農地を貸し出しました。借り手は平塚市で農園を運営している法人で、大磯町の新規就農者もこの農園で研修を受けた方がいます。法人が大磯町に参入することで、担い手の育成と遊休農地の解消が図られると考えられます。

なお、6月16日に生沢地区担当の加藤委員、寺坂地区担当の柏木推進委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした寺坂地区担当の柏木推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（柏木） 推進委員の柏木です。議案第18号2番の農地について、6月16日に私と加藤委員と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地は、酪農家が飼料畑として耕作していた農用地ですが、営農が困難になり、酪農家をやめたことで農地を貸し出すことになりました。

今後、法人に農地を集積していくことで担い手の育成と遊休農地の解消が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地を集約することで担い手の育成と遊休農地の解消が図られるとのことです。

書記 今回は新規参入する法人の役員をお呼びしていますので、ここで暫時休憩をお願いします。

議長 わかりました。議事を一旦閉じて、これより暫時休憩といたします。

《法人役員の面談》

議長 ありがとうございます。以上で休憩を閉じて議事を再開します。

議案第18号2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第18号2番は原案とおり決定いたしました。
以上で議案第18号の全ての審議が終了しました。
なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第19号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。
では、朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第19号「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書3ページの1件で
ございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

《議案第19号1番を朗読》

書記 議案第19号1番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。
非農地証明につきましては、神奈川県の「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成24年8月1日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、隣接するゴルフ場が開設された頃に、木材を採取するために畑に杉の苗木を植栽されたとのことですが、植栽をした親族が亡くなってからは手入れが滞り、現在は山林化して農地性はなく、かつ、過去に違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、6月16日に黒岩地区担当の二宮委員と事務局2名で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございました。では、現地調査をお願いした二宮委員から説明をお願いいたします。

3番委員（二宮） 3番の二宮です。議案第19号1番の農地について、6月16日に私と事務局2名で現地調査を行いました。

当該農地は山林化して農地復元するには伐採や伐根が必要ですが、現状では困難な状況にあることを確認しました。

また、周辺はゴルフ場用地と山林ですので非農地とすることによる隣接の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのことですので、これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、申請のありました1筆について非農地証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、非農地証明書を交付することに決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第20号を議題に供します。では、事務局より説明をお願いします。

書記 議案第20号「農業用施設用地の農地復元について」は、議案書の4ページをお開きください。場所につきましては総会資料の4ページをご覧ください。

当該農地は、平成16年に県の農地転用許可により農道に面した農地の一部に直売所を設置しましたが、非農家である願人が相続した時に撤去しました。

直売所の撤去後は露地畑として使用されていますが、課税地目が農業用施設用地のままであったため、現状に合わせて課税地目を畑に変更したいとの願人からの要望がありました。農地転用をして地目変更した農地について農地復元ができるのか、県や税務課と協議した結果、農地法第2条では地目によらず農地性があれば農地と見做す（現況主義）とされていますので、農業委員会が農地復元を認めれば、農地台帳に再

度、登載することは問題ないとのことでした。

なお、6月16日に西小磯地区担当の柳田委員と事務局2名で現地確認を実施した結果、耕作されて農地性があることを確認しています。

議長 ただいま説明がありましたように、転用済の農地も農業委員会が認めれば農地復元が可能であるとのことでした。

では、現地調査をお願いした柳田委員から説明をお願いいたします。

13番委員（柳田） 13番の柳田です。議案第20号1番の農地について、6月16日に私と事務局2名で現地調査を行いました。

当該農地は直売所が撤去されて、路地畑として営農されており、農地性があることを確認しました。

議長 ただいま説明がありましたように、当該農地は農地性があるとのことでした。

これより、質疑にはいります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 たとえば牛舎などを解体した後のような土地でも、農地として復元できるということに問題はないのでしょうか。

事務局 農地法では地目によらず、現況を見て継続的に耕作が行われている場合は、農地とみなすと規定しています。県に相談したところ、目安として5年以上畑として使っている場合、農業委員会が耕作地と見なせば、農地として認めてもよいのではないかとのことでした。当該農地についても撤去後は露地畑として継続的に耕作されています。

委員 農地法第2条についての言及がありましたが、こちらの説明もいただきたいです。

事務局 農地法第2条によると農地の定義は現況主義となっており、地目が宅地や山林であっても、継続的に耕作されていれば農地と見なして良いということになっています。

委員 市街化区域の農地については、農地転用によって宅地となった場合はもとの農地には戻せないと思いますが、市街化調整区域、農振農用地の農地を宅地に転用して建物を建てたところは、建物を壊して5年以上耕作すれば農地復元できるのでしょうか。

事務局 状況と経過次第で判断します。市街化区域の農地は届出で転用できるので、課税を逃れるために農地転用と農地復元が悪用された例があるため、農家として営農を行っているかどうか判断しなければなりません。ですから非農家の家庭菜園では農地とは見なせません。

委員 実際に今、当該農地では耕作しているのでしょうか。

事務局 近所の酪農家が牛の飼料を栽培しています。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第20号については、農地復元を認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書5ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の5ページと6ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番と2番を朗読》

書記 まず、報告第1号1番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、6月13日に高麗地区担当の青木委員及び事務局で現地確認を行い、農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした寺高麗地区担当の青木委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（青木） 2番の青木です。報告第1号1番の農地について、6月13日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の露地畑ですが、きちんと耕作されており、適正に営農されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、次に報告第1号2番について説明

をお願いします。

書記 報告第1号2番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、6月13日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を行い、農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございました。報告第1号2番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8番委員（石井） 8番の石井です。報告第1号2番の農地について、6月13日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の露地畑ですが、きちんと耕作されており、適正に営農されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、報告第1号2番を終わりにします。以上で報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号の「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書6ページと7ページの4件でございます。場所につきましては総会資料の7ページから9ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番から4番を朗読》

書記 報告第2号1番から4番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和4年第6回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時20分)